

洲本市行政改革推進本部設置要綱

平成18年2月11日
訓令第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の運営を推進するため、洲本市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 推進本部は、次の事項を処理する。

- (1) 効率的な市政運営を推進するための調査研究を行うこと。
- (2) 洲本市行政改革大綱を作成すること。
- (3) 洲本市行政改革大綱に基づく施策を作成し、その実現に努めること。
- (4) 前3号のほか、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は、市長を充てる。

3 副本部長は、助役を充てる。

4 本部員は、市職員のうち次の職にある者を充てる。

- (1) 教育次長
- (2) 企画部長
- (3) 総務部長
- (4) 情報政策部長
- (5) 市民生活部長
- (6) 健康福祉部長
- (7) 産業振興部長
- (8) 都市整備部長
- (9) 地域生活部長
- (10) 地域産業部長
- (11) 水道事業所長

5 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の職員を本部員に命じることができる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総括し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(本部会議)

第5条 推進本部は、必要に応じて本部会議を開催するものとする。

2 本部会議は、本部長が招集する。

3 本部長は、本部会議に必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(本部員の代理)

第6条 本部員は、あらかじめ本部長の承諾を得た場合に限り、その所属職員（以下「代理人」という。）をして、その職務を代理させることができる。この場合、その代理人は本部員とみなすものとする。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年2月11日から施行する。